

平成24年2月28日(火)

第2回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成24年2月28日(火)午後1時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員(5名) 篠崎 和彦 川村 敏光  
鈴木 幸子 北嶋扶美子  
中村 準
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員(14名)
 

教育総務部長	高橋俊明
生涯学習部長	山根雄二
教育総務部次長兼総務課長	増田賢一
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼図書館長	井上玲子
生涯学習部参事兼文化・スポーツ課長	
兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長	深山まさ江
指導課長 田中 聡	生涯学習課長兼
学校教育課長 直井 淳	公民館長 木村孝夫
教育研究所長 相本政秀	鳥の博物館長 野口信彦
少年センター長 石井美文	生涯学習部副参事 鷺見政夫
文化・スポーツ課主幹 市原和正	文化・スポーツ課主幹 西沢隆治

午後 1 時 3 0 分開会

篠崎委員長 ただいまから平成 2 4 年第 2 回我孫子市教育委員会定例会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお願いします。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いします。

---

#### 会議録署名委員指名

篠崎委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により会議録署名委員を指名します。川村委員にお願いします。

---

#### 請願第 1 号

篠崎委員長 日程第 2、請願について審査を行います。

請願第 1 号、憲法第 1 9 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第 2 0 条 2 項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願について、事務局から請願書の朗読をお願いします。

増田総務課長 それでは、請願第 1 号について朗読させていただきます。

請願につきましては非常に長文となりますので、主要な部分に要約させていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

篠崎委員長 ただいま事務局より、請願書が長文にわたるため、主要な部分を朗読したいという願い出がありました。

請願書については事前に配付されていますので、ただいまの願い出どおり、

主要な部分の朗読でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 それでは主要な部分の朗読をお願いします。

増田総務課長 それでは主要な部分の朗読をさせていただきます。

平成23年12月24日、教育委員会御中。請願者の住所氏名につきましては、福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008-5、宗教法人本門立正宗、代表役員中川晃荘でございます。

内容につきましては、基本的人権の重大事を再認識していただくための請願書でございます。

請願書。憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願となっております。

趣旨としましては、1、2とございまして、その部分について要約して朗読させていただきます。

請願の趣旨1ですが、キリスト教その他の宗教的教材採用と授業による一方的宗教的教材の押しつけは、生徒児童への各個人とそれら生徒の家庭での宗教観に全く配慮がなく、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害となるものである。これらの教科書、教材内容に基づいた授業は重大な憲法違反となるものである。したがって、公的教育期間内の児童生徒の基本的人権問題を学校社会と同等の思想、宗教的基本的人権に修復回復させるべきための請願事項を、ここに憲法第16条の請願権に基づき、教育行政担当の方々下記のごとき請願事項に対して、これを実行せあらしめる改革を請願する次第となっております。

請願の趣旨2ですが、これにつきましては教科書の件ですが、教科書内容において、宗教的影響内容が中立的配慮を欠く一宗派の教材を教室内で教科書を通じて強制されること、そのことの宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃を要請すること。従来の教科書と新教科書を含めて、改めて厳正な選別の上、下記の教科書を採択されることを再度請願するものと書かれております。教科書につきましてはこの請願に入っていますが、中学校英語教科書、開隆堂出版2年生用、不良青年セルジオ・ベニスが牧師になった話、開隆堂出版3年生用、マザー・テレサの話、学校図書出版2年生用、マザー・テレサの伝記、学校図書出版3年生用、修学旅行の様子（東大寺大仏殿他）、三省堂出版3年生用、キング牧師の夢、東京書籍出版2年生用、新垣勉の生い立ち、以上の教科書が憲法第19条、第21条3項の明白な違反となっているものであり、教科書不採択決定がなされることを請願事項としますと書かれております。

教室内で、強制的にある特定の宗教の祭礼行事の模倣学習を、生徒の家庭の信仰環境を全く無視して強制的に集団行動させる等の基本的人権侵害の事案とみなされるべき違法性があるので、これらの教材の即時全廃、不採用がなされることを請願要望しますと書かれております。

請願の趣旨説明についても大体これに沿った形で説明されておりますので、内容については省略させていただきます。以上でございます。

篠崎委員長 請願第1号について審査を行います。発言はありますか。

北嶋委員 今回これは、学校へお子さんを預けている方の真摯な御意見かなと、そういう目線で読ませていただきましたが、我孫子市の現在の状況はいかがでしょうか。

田中指導課長 実際には特別支援学級に多いのですが、クリスマスカードやリース、飾りをつくったりというようなことで、実際に子供たちもそれに取り組んだりしています。現場の方ではどちらかというと、宗教色というよりも、

行事のひとつということで取り扱っている部分が多いと認識しています。

それ以外にも、修学旅行で、グループによっては座禅をする場合もありますが、宗教的にできないという子供がいる場合は、自主的に他に控えていて、無理強いされるということはありません。

また、どんど焼きなども宗教的な部分があるのではないかと思います。学校現場の感覚としては地域行事ととらえていると認識しています。

北嶋委員 今伺いますと、クリスマスに関しては行動は、あくまでも普通の、ふだんの日常生活の延長線上というか、日本の今の生活に入っている文化活動の1つなのかなというふうな私はお聞きしました。それから、地域でいろいろ守られているどんど焼き等の行事も、宗教行事ということではなくて、地域の伝統的行事を、そのまま子供たちに自然に伝えるということと理解していいのかなと思いました。

ですので、我孫子市では、私が今お聞きした範囲では、特に宗教的な押しつけとか、そういうことはないのだなと判断いたしました。ありがとうございます。

篠崎委員長 ほかに発言はありますか。

中村教育長 請願書の請願の趣旨1のところの最後の方に書かれてありますけれども、「これらの教科書内容に基づいた授業は重大な憲法違反となるものである。」。それから請願の趣旨の書き出しから6、7行目あたりにありますが、「従来の教科書と新教科書を含めて改めて厳正な選別の上、下記のごとき教科書を不採択とされることを、ここに再度要求請願するものであります。」。このような文面がありますが、現在使われている教科書並びに中学校で来年度使用する教科書につきましては、文科省の検定教科書であります。検定教科書ということは、宗教教育というような点についても厳密に審査されていると思いますので、この請願にある内容のような点につきましては当てはまらないと

思います。よって、私はこの請願を採択しない方がいいのではないかと  
うに考えます。以上です。

篠崎委員長 ほかに発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 発言はないものと認めます。請願第1号についての発言を打ち  
切ります。

---

篠崎委員長 これより採決を行います。請願第1号、憲法第19条「思想及  
び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその  
機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない。」等々。上記の、憲法の基本  
的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復へ  
の厳密な配慮を要求せる請願について、願意妥当と認め、採択することに賛成  
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手なしと認めます。よって請願第1号は不採択と決定されま  
した。

---

#### 議案第1号

篠崎委員長 日程第3、議案の審査を行います。

議案第1号、教育委員会の点検・評価について、事務局から説明をお願いし  
ます。

増田総務課長 議案第1号、教育委員会の点検・評価について、提案理由の  
説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第  
27条第1項の規定によりまして、平成22年度教育に関する事務の管理及び

執行の状況について点検・評価を行い、その結果について報告書を別冊のとおり作成したので、議会に報告提出するとともに公表いたします。

内容につきましては、我孫子市では市全体で事務事業評価を行っておりますけれども、教育委員会についても別個に点検・評価をすることになっておりまして、基本的には教育長の22年度の施政方針及び22年度の教育施策に基づきまして、主な事務事業について点検・評価を行いました。

22年度の事務事業につきましては、教育委員会で183の事務事業がございました。総務課が10、学校教育課が21、指導課が21、教育研究所が18。生涯学習部の文化・スポーツ課が48、鳥の博物館が16、生涯学習課が28、図書館が21、合計183の事務事業の評価を行っております。

22年度の183事業の評価の結果として、一番最後に一覧表がありますけれども、その中で縮小が1件、拡充が5件、事業手法見直しが5件、結合が7件、廃止が1件という形で評価をしております。

各評価内容につきましては、実際問題として1年おくれた形で評価しておりますので、翌年の事業には直接は反映できないのですが、今後そういうことも含めて見直しが必要かなというふうには考えております。以上でございます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑を許します。質疑ありますか。

川村委員 今、増田次長からお話を伺ったとおりの内容で、岡村先生の大変高い見識を得た御指摘というのを真摯に受けとめなければいけないのかなと感じてはおりますが、ただ教育行政として、先ほどお話になっていた22年度の対象事業でありながら、最短でも25年度の施策にしか反映できないこの点検・評価のあり方というのを、もう一度見直す時期に来ているのかなという感じがします。とりわけ24年度の教育方針につきましても、昨年度、23年度にああいう大きな震災があって、それを受けて何らかの評価、またはその評価



に基づく対応を余儀なくされているところに、その点検・評価が生かせないということは、まことに遺憾だなという感じがしています。ですから、もう一度。なるべくこの事業評価というものを早く反映できるような仕組みというものができればいいのですが、そういう考え方というのはあるのかなのか、ちょっとお聞かせください。

増田総務課長 市の行政評価そのものは、実際評価ができ上がるのが12月とか1月の頭になってくるということで、翌年度の予算要求とか、そういう中では反映されない部分があるのですが、1つの案としては、教育委員会の事務事業について中間評価という方法も1つはあるのかなと思っております。そういう中で、22年度の評価をした中で24年度の予算の中で中間評価をするという方法も考えられます。

川村委員 中間評価という1つの手法はわかるのですが、そうすると中間と最終年度の評価ということで2回の評価になろうかと思うのですけれども、そういった方法がいいのかどうなのか、一度時間をかけて検証してみる時期なのかなという感じがするので、一度持ち帰っていただいて何らかのいい方法を見つけていただきたいなと思います。

増田総務課長 これで3回目ですが、事務方も1年おくれで、それが反映されてくるのが2年後になってしまうということもありますので、もう少しいい方法がないかどうか考えさせていただきます。

北嶋委員 今のタイムラグについてはそのままですけれども、26ページから学識経験者の御意見ということで書いてくださっています。これは多分、喫緊の時期に書いてくださったことだと思います。27ページの2のところに、教育委員会の施策の妥当性についてということで、今まさに我々が課題としてしていることについて、とても論理的に書いてくださっています。これは多分委員会の皆さんにとっては当然のことだと思いますけれども、改めて御指摘のこと

と思い、もう一度目を通し、目的とか目標、評価、判定ということに我々が振り返りをしてもいいのかなと思います。今回については、地震のことについても触れた言葉をいただいていますので、再度我々も胸に置いておきたいなと思って読ませていただきました。

増田総務課長 今回、岡村委員からは、地震があったということで、それに対応する形の意見をいただきました。逆に言えば、常に時間は動いているということもありますので、そういう意味で言えば、今やっている事務事業も常に変化する必要があるのかなと思いますので、その辺はちょっと考えさせていただきます。

篠崎委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

篠崎委員長 議案第1号、教育委員会の点検・評価について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

#### 議案第2号

篠崎委員長 次に議案第2号、平成24年度我孫子市教育施策について、事務局から説明をお願いします。

増田総務課長 議案第2号、平成24年度我孫子市教育施策について。

提案理由につきましては、平成24年度における我孫子市の教育行政の施策を定めたいので提案させていただきます。

今回の教育施策につきましては、市でつくっております基本構想がありまし

て、それが10年経過いたしました。その中で第2次基本計画が平成20年度から8年間の計画でつくられております。ちょうど4年たちまして、後期計画ということで大幅な見直しが行われました。8年という長いスパンですと、当然社会経済が変化してきますので、それに見合った形で直す必要があるということで見直しが行われました。

基本的な柱は変わらないのですけれども、施策の体系の位置づけが今回の基本計画の中で見直しがされまして、特に生涯学習の分野では相当大幅に変更されております。前文に書いてありますけれども、もともと「生きる力」はうたわれていたのですが、今回の東日本大震災を受けまして、社会全体でその生きる力がより重要性が増してきたのかなということで、前文の中に「社会全体で生きる力をより一層育み」と入れさせていただきました。

ほかの施策の面につきましては、御質問いただければ各担当からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第2号について質疑を許します。質疑ありますか。

川村委員 24年度の教育施策をありがとうございました。前回の教育委員会の席上で、ちょっと差し出がましかったのですが、県の目標である子供たちを含めた生きる力というものをぜひ入れてほしいということで、即刻御対応いただいたことには感謝申し上げます。

つきましては、これから具体的な内容に入っていくときに、この前文にある「生きる力」、それこそ今回震災があって、いい例が出ている。この経験を踏まえてどのようにして実効策をつくっていくんだということを、ここに書かれているお題目だけではなく、実態として本当に即効力あるものになるかどうかは別として、生涯学習部、学校教育関係と一緒にあって、何かそういうふうな催し物ないしは実効ある施策をぜひ組んでいっていただきたい。要は具体策の

お話です。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

増田総務課長 川村委員の御意見、十分理解させていただきました。それに基づきまして、この施策を十分活用して、年間を通して生かせるように努力させていただきます。

北嶋委員 これは施策ですので、この下に事業がいっぱいついてくると思ひますけれども、そこで確認をさせてください。学校体育のことが書いてありますけれども、新しく中学校の体育が変わってきます。剣道、柔道が入ってきますけれども、柔道についてさまざまな意見が言われています。我孫子市の中学校体育で武道についてどのようにお考えか、お聞かせください。

田中指導課長 現状では中学校6校のうち5校が柔道、1校が剣道という形で現在のところは予定をしています。それに合わせて武道の安全性ということで、3月に柏市と合同で、武道の安全性について体育科の先生方を対象に研修会を行う予定になってございます。年度が改まっても同じような形で武道の安全性等についての指導はどんどん入ってくるかと思ひますが、我孫子市の場合、現状では男性の体育の先生が多いのですけれども、柔道をやられている先生が女子の柔道についても援助をしていくという形でございます。それから、前倒しで柔道に取り組んでいる学校もございます。そこについては県の事業の1つで、現場に柔道のコーチを送るというものがあつて、それを利用してゐる学校もございます。いわゆる地域人材の活用を図るということですが、それを意図的にやっている学校もございますので、来年度もそういう取り組みもあわせて対応し、安全面についての配慮をしていかなければならないなと思ひます。あとは、武道を取り入れたねらいというのがありますので、日本の礼儀作法であるとか、伝統のよさを子供たちに体感させるということについては、指導する先生方にも十分伝えていきたいと思ひております。

北嶋委員 ありがとうございます。私の心配の8割方はそれで解消できたか

など信頼を持ってお答えを聞きましたけれども、去年、学校訪問で、中学校で柔道をやっているのを私たちも拝見しました。柔道着についてはどういうふうな形で各学校は用意なさいますか。

田中指導課長 指導課ではないのですが、学校教育課の方で備品等の対応で各学校の方に柔道着を今年度配布しているという形になっています。ただ、サイズが合わない子供たちもいますので、その辺についてはまた配慮していかなければならないと考えております。

北嶋委員 私は柔道の経験がないのですが、安全のためにはできるだけサイズの合ったものを着用させるということも大事だと思いますし、先ほどお話にあった地域の柔道を心得ている方に礼儀から教えていただく。ほかの武道もそうですねけれども、その辺で我孫子市の柔道の団体の方々ときちんと連携をとって、安全な、また、よい日本のスポーツを広めていただければと思います。

田中指導課長 現場の方と相談をしながら、積極的に活用できるように地域の力を入れて、助けていただくということで考えていきたいと思います。

北嶋委員 6ページの(2)のところですが、  
「学習意欲を向上させるための個に応じたきめ細やかな指導方法の工夫」、  
「主体的な学びを支える学級経営の支援と指導力の向上」ということで、各教室の先生たちが個人でいろいろ取り組みをなさるでしょう。そしてまた学校としては、学校目標を持ち進めていらっしゃると思いますので、先生方が個人で取り組んだことと学校の取り組みを上手にマッチさせていただいて、子供たちが生き生きと、また先生たちが生き生きと学習に取り組めるように、改めてこの施策を見て考えましたので、お願いいたします。

田中指導課長 現状でも各学校で研究テーマを設定して、それを個人のところまで落として、各先生方が日常の授業の中、それから特化した授業で、その研究成果を検討しています。いろいろな形で研究指定を指導課から各学校にお

願いをしてやっただいています。パイロット校的な役割を果たしてくださいということでお願いをしています。研究発表をする場合は各学校が参加できるような形でお願いしますということで、実際には来年度2年目に入る学校がほとんどですので、恐らく現在研究指定をしている学校については、すべてそういう形での発表をしていただけるのではないかと考えています。それを上手に活用していただいて、個々の先生方の力量につなげるというのが私たちの仕事ですので、その意図を十分に踏まえて、研修等の指導を進めてまいりたいと考えております。

北嶋委員 子供たちも先生たちも学び合える学校現場であってほしいと思いますので、お願いいたします。

7ページの(3)不登校のところですが、今回、「不登校予防」ということで、「予防」という言葉を入れてくださいました。私も1年間、不登校について意見を言わせていただきましたけれども、今回ここに「予防」ということが入ったことは、とても私はうれしく読ませていただきました。この予防が生きるような事業につながることを願っていますので、お願いいたします。

相本教育研究所長 お答えいたします。研究所の大事な役割の1つに、学校に訪問させていただいて、特別支援関係のアドバイスをするアドバイザー事業というものがございます。今までは、困り感を持ったお子さんを中心にアドバイザー派遣していたのですが、今年アドバイザー事業は随分活用していただいてありがたかったのですが、さらに所内で話し合いまして、特別な子に必要な支援というのは、その他の大勢の子にもあればいい支援というふうに大きくとらえております。多くの子供たちの困り感が、学級または学校の中で少なくなる、軽減されていくようになれば、少し道のは遠いかもしれませんが、不登校の予防につながっていくのではないだろうかと考えました。

そこで、アドバイザーが学校に何うときに、できるだけ研究所の指導主事も

一緒に伺わせていただいて、その対象となるお子さまを取り巻く環境に関する、いわゆる学級づくりですとか、その子供たちどのように学級の中で生かしていけばいいというような観点についても取り組ませていただきたいということで、「不登校予防や解消に向けた支援体制」という表現をとらせていただきました。以上です。

北嶋委員 8ページです。重点施策2ですけれども、「地域文化の保存と継承」ということで、地域文化というのは、先ほどの話にありましたけれども、地域に脈々と伝わってきた行事とか文化、祭りとか、そういうことなのかなと読みました。この中で「生活文化」という言葉がありますけれども、その解釈はどのようにしたらいいのでしょうか。

深山文化・スポーツ課長 地域文化、生活文化ということで、ちょっと言葉が混在をしております。衣食住など、暮らしにかかわる様式、ならわし、儀式、祭礼、季節の行事、こういうものを生活文化というふうにとらえております。地域文化というのは、我孫子という地域で伝わってきた生活文化という考え方をしております。重点施策2の方では、我孫子という地域に特定して「地域文化の保存と継承」というタイトルをつけております。この下にさらに「生活文化」という言葉を使っているのですけれども、ここのところは、先ほど申し上げた祭礼であるとか年間の行事であるとか、そういう全般的な文化や郷土芸能などの具体的な施策の方向性といいますか、そういったとらえ方で言葉を分けて使っているということです。ちょっとわかりにくくて申しわけありません。

北嶋委員 逆に、この後の事業を見せていただくと少し理解ができるのかなと思いますので、後ほど伺えればと思います。ありがとうございました。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

篠崎委員長 議案第2号、平成24年度我孫子市教育施策について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

### 議案第3号

篠崎委員長 次に議案第3号、我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

直井学校教育課長 議案第3号、我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則の制定についてです。

我孫子市通学区域審議会運営規則の一部、第2条の委員の委嘱につきまして、これまで「議長、教育福祉常任委員会委員長、副市長、企画財政担当部長、前各号定めるもののほか教育委員会が必要と認める者」となっておりましたが、改正させていただき、「副市長及び教育委員会が必要と認めるもの」とさせていただきます。

その理由について説明いたします。市長より、我孫子市審議会等見直し方針が示され、各担当課にて対応してきました。さらに市長から、市議会議長にも「審議会等への市議会議員の就任について」という投げかけが行われました。市議会からは各審議会等について回答がありましたが、当通学区域審議会等につきましては回答が保留されておりました。1月の定例教育委員会の後、副市長より「各種審議会委員の交代について」という正式な通知がございました。

そこで、「我孫子市審議会等見直し方針」及び「各種審議会委員の交代について」の正式通知に基づきまして、我孫子市通学区域審議会運営規則第2条、委員の委嘱を、条例第2条第1項第1号の委員は、副市長及び教育委員会が必



要と認めるものとする」と改正したいと思います。

なお、今回、委員等が減になりますが、通学区域審議会条例第2条における委員15人以内につきましては減ぜず、定数の関係で委員を委嘱できなかった関係学校長やPTAの代表等に充てたいと考えております。御審議の方、よろしくお願いたします。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑を許します。質疑ありますか。

北嶋委員 今回ここでは規則の改正についてという議案ですけれども、条例の変更もあるのですか。

直井学校教育課長 お答えします。我孫子市通学区域審議会条例につきまして、第2条に委員の委嘱についての条文がございます。ここには「知識経験を有する者、学校長の代表、PTAの代表」となっており、それ以外の部分につきまして、「15名以内で組織し、必要に応じて教育委員会が委嘱する」となっておりますので、特に条例の改正については必要ないと考えております。

川村委員 この審議会の運営規則については4月1日から適用するということですが、川村議長の方から市長部局の方への就任についての打診というのは、1月23日付以降3月31日までは、期間があっても出席しないということになっておりますね、これを見ると。この辺はどういうふうな形で整理をされているのでしょうか。

直井学校教育課長 前回の定例教育委員会におきまして、市議会議員選挙後の議長及び教育福祉常任委員長の交代に伴い、新しい職につかれた方々に委嘱する旨の議案を承認いただきました。その後、審議会への参加を辞退すると議会から通知がありました。先日答申をいただいたことにより、今回の審議会は終了し、委員への委嘱も終了となりました。今年度は、今後通学区域審議会を新たに設置する予定はございませんが、審議員の委嘱に関する規則は今年度いっ

ばい生きていると考えています。

川村委員 十分わかるのです。理由はわかるのですが、この通学区域審議会自体が13名で運営をされている、今後も何かあったとしても運営していくということに、3月31日までになるのですが、何か支障は出てこないですか。

直井学校教育課長 お答えします。今年度の3月31日までにつきましては、特に支障は出ないと考えております。4月1日以降につきましては、先ほど申し上げましたように、定数15名は減せずに考えていきたいと思っておりますので、取り扱う区域によっては、そこにかかわる校長あるいはPTAの代表等人数が15名に近い人数になることも可能と考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

篠崎委員長 議案第3号、我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

篠崎委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

## 諸 報 告

篠崎委員長 日程第4、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告に補足説明や追加する事項がありますか。

直井学校教育課長 通学区域審議会の答申について、御説明させていただきたいと思っております。

お手元に「我孫子市立小学校及び中学校通学区域の一部変更することについて(答申)」をお配りさせていただきましたので、こちらをごらんいただきな

から説明をお聞きいただければと思います。

平成23年第9回定例教育委員会におきまして可決いただきました「議案第1号、我孫子市立小学校及び中学校通学区域の一部変更することについて」を、平成23年10月20日、第1回我孫子市通学区域審議会に諮問いたしました。以後、4回の審議会での御審議をいただき、平成24年2月24日、我孫子市通学区域審議会会長青木章様より答申をいただきました。

それでは、お手元の資料をもとに、御説明させていただきます。1ページをお開きください。「はじめに」という部分になっているかと思います。

学習環境の学校間格差、あるいは将来的な課題に適切に対応していくため、平成23年10月20日、我孫子市立小学校及び中学校通学区域の一部を変更することについて、資料を付して諮問いたしました。その資料は、各学校の現状及び今後の児童・生徒数の推移、現在の学校の教室配置図、今後、審議にかかわる地域である、根戸小学校の通学区域の一部であるマンション群の方々、我孫子第四小学校の学区の中で我孫子第一小学校及び並木小学校と隣接する区域の方々の意向調査結果です。

諮問事項につきましては、そこに4点ありますように、1つが我孫子市立根戸小学校の通学区域の一部、括弧の中に詳しい番地等を記させていただきましたので、読み上げは省略させていただきます。その一部を、根戸小学校、我孫子第四小学校、並木小学校、我孫子第一小学校の選択通学区域に変更することについて。

2点目に、我孫子市立我孫子第四小学校の通学区域の一部、括弧の中に詳しい番地等を入れさせていただきましたが、その一部を我孫子第四小学校、我孫子第一小学校、並木小学校の選択通学区域に変更することについて。

3点目が、我孫子市立久寺家中学校の通学区域の一部を久寺家中学校、白山中学校の選択通学区域に変更することについて。

4点目に、我孫子市立新木小学校の通学区域の一部、南新木一丁目・二丁目  
を布佐南小学校の通学選択区域に変更することについて。以上4点です。

諮問に対する答申内容が2ページからになりますので、2ページをお開きく  
ださい。

諮問事項の1、我孫子市立根戸小学校の通学区域の一部を、根戸小学校、我  
孫子第四小学校、並木小学校、我孫子第一小学校の選択通学区域に変更するこ  
とにつきましては、根戸小学校の現状と今後の児童数の推移予想等から、隣接  
校である我孫子第四小学校、並木小学校、我孫子第一小学校への選択通学区域  
の導入が検討されました。また、選択通学区域を導入した場合、距離的に近い  
我孫子第四小学校への希望者が多数になることが見込まれることから、入学可  
能児童数の検討がなされました。

その結果、根戸小学校の通学区域の一部において、隣接校、我孫子第四小学  
校、並木小学校、我孫子第一小学校への選択通学区域とする。ただし、根戸小  
学校の通学区域から各小学校への入学可能児童数は、学校の規模等を踏まえる  
との答申をいただきました。

加えて、3点の附帯意見が付されました。1点目は、各小学校においては、  
根戸小学校選択通学区域からの受け入れ限度を超えた場合、抽選となることは  
やむを得ないが、その際は公開抽選会とすること。また、入学した児童に弟妹  
がいる場合、その入学先に考慮すること。2点目に、その入学可能児童数は3  
年後に見直すこと。3点目に、我孫子第四小学校の入学児童の中学進学地は白  
山中学校区とみなすことです。

次に3ページ、諮問の2についてです。我孫子市立我孫子第四小学校の通学  
区域の一部を、我孫子第四小学校、我孫子第一小学校、並木小学校の選択通学  
区域に変更することについてです。我孫子第四小学校におきましては、根戸小  
学校の通学区域の一部から受け入れ可能児童数を確保維持する必要から、隣接

校である我孫子第一小学校、並木小学校との選択通学区域の導入が検討されました。

その結果、我孫子第四小学校通学区域におきましては、隣接校である我孫子第一小学校、並木小学校との選択通学区域とすることとなりました。この諮問2につきましては、特に附帯意見は付されませんでした。

次に、諮問の3につきましては4ページでございます。我孫子市立久寺家中学校の通学区域の一部を、久寺家中学校、白山中学校の選択通学区域に変更することにつきましては、久寺家中学校の今後の生徒数の推移予想等から、隣接校である白山中学校との選択通学区域の導入が検討されました、また、白山中学校の入学可能生徒数の検討もなされました。

その結果、久寺家中学校の通学区域の一部においては、久寺家中学校及び白山中学校への選択通学区域とすること。ただし、久寺家中学校の通学区域から白山中学校への入学可能生徒数は、白山中学校の規模等を踏まえることとなりました。

こちらの答申につきましては、2点の附帯意見がつけられました。1点は、白山中学校において久寺家中学校の選択通学区域からの入学生徒数の受け入れ限度数を超えた場合、抽せんとなることはやむを得ないが、その際は公開抽せんとしてすること。また、入学した生徒に弟妹がいる場合、その入学先に考慮すること。2点目は、入学可能生徒数は3年後に見直すこととございました。

続いて、諮問の4につきましては5ページになります。我孫子市立新木小学校の通学区域の一部、南新木一丁目・南新木二丁目を布佐南小学校の通学区域に変更することにつきましては、布佐南小学校の今後の児童数の推移予想と該当する地区の現状から、通学区域の見直しが検討されました。

その結果、新木小学校の通学区域においては布佐南小学校の学区とすることになりました。

こちらは1点の附帯意見がつけられました。新木小学校及び湖北中学校に在籍としている児童・生徒の弟妹の入学先については、保護者の意向を尊重し、必要に応じて学区外就学に配慮することということでございました。

続けて6ページになるのですが、この答申全体に対しまして附帯意見が7点つけられました。1点は、特別支援学級の学級数にも留意すること。2点目は、学習活動に柔軟に対応できる教室の必要性も認識すること。3点目は、全小中学校において魅力ある学校づくりを推進するとともに、各校の魅力、特色のアピールに努めること。4点目は、通学経路の安全確保に努めること。5点目は、過大規模校への人的支援を継続すること。6点目は、選択通学区域における地域活動、子ども会活動等に配慮すること。最後の7点目は、根戸小学校に隣接する子供、福祉関連施設については、選択通学区域導入後の児童数の推移や市の施策の状況等を踏まえながら検討すること。この7点でございます。

そして、最終の7ページ「おわりに」におきまして、審議会の意見が、子供たちの学校生活や良好な教育環境を願ってのものであり、審議会のこの答申を踏まえて、教育委員会には選択通学区域導入及び通学区域の実施に当たっては教育環境の充実を図るよう期待するとともに、附帯意見の最大限の実現、該当する保護者への丁寧かつ誠意ある説明をするよう要望されております。

教育委員会としましては、本答申に基づき24年度に基本計画の策定を行った後、市民の皆様への公表、当該保護者への説明会等に真摯な態度で臨む所存でございます。雑駁でございますが、以上でございます。

篠崎委員長 以上で説明が終わりました。

ほかに、事前に配付された事務報告に補足説明や追加する事項がありますか。

井上図書館長 図書館開館時間短縮の試行について、お手元にお配りした事務報告資料に沿って御報告いたします。

平成23年度事業仕分けの結果、図書館のカウンターサービス事業に対して、

市の方針は要改善と出されました。その改善内容を申しますと、「曜日によって開館時間を見直し、市民サービスが低下しない程度に総コストを抑え、事業を実施していく」というものでした。現在、アビスタ本館では、全開館日を20時まで開けておりますが、このたび事業仕分けのこの市の方針を受けて、曜日による開館時間短縮を試行しようと考えております。

試行の内容は、アビスタ本館で、毎週木曜日の閉館時刻を、現行の20時から2時間早め18時閉館とするというものです。開始時期は、周知期間を考慮して24年6月からとし、市民への影響などを見て検証結果を教育委員会に報告し、25年度以降の実施について決めていきたいと考えております。18時閉館の日を木曜日にした理由は、1週間のうちで夜間の利用が一番少ない曜日だからであり、閉館時刻を18時に設定したのは、17時だとまだ利用者が多く、19時だとコスト面での削減効果が少なすぎることを考慮した結果によります。

近隣自治体と比較してみますと、事務報告資料の最後のところに近隣7自治体の図書館本館の開館時間をお示ししておりますが、木曜日18時閉館に踏み切ったとしても、我孫子市が一番長い時間開館していることになっております。以上、御報告申し上げます。

篠崎委員長 ほかにありますか。

高橋教育総務部長、報告や追加することがありますか。

高橋教育総務部長 私の方から、放射能対策と平成24年度予算案の概要について御説明をさせていただきます。

1点目の放射能対策についてでございますが、今回の事務進行管理でも御報告させていただいているところでございますが、校庭の全面除染につきまして、3校目、4校目となる第一小学校及び第二小学校の工事を実施する業者が入札により決定いたしました。実際の工事につきましては、3月から工事が本格化

し、同月中の完了を予定しております。残り15校の校庭、このほか全小中学校の校舎、校舎周りにつきましては、市の除染計画に沿って、新年度8月末の完了を目標に除染を進めていくこととなりました。

このため、2月17日に臨時校長会を開催し、除染計画の内容を説明しまして、運動会・体育祭については、既に除染工事を実施している学校を除き、秋の開催を要請いたしました。今後も学校と連絡を密にして、スケジュールの調整を図りながら除染に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成24年度の予算案の概要についてでございます。お配りした資料の平成24年度予算案の概要をごらんいただければと思います。

1ページでございますが、平成24年度一般会計予算案は、対前年度比1.8%増の349億6,000万円となっております。この主な増加要因でございますが、ほぼ放射能の除染に係る費用を計上したことによるものでございます。

次のページをごらんください。平成24年度教育費当初予算の一覧表に基づき、教育総務部の予算に係る主な増減理由について、教育総務費の各目から御説明をいたします。

最初に、教育総務費の目のうち教育委員会費でございますが、対前年度比3.4%の減となっております。これは事務補佐員賃金が前年度と比較しまして169万2,000円が皆減となったことによるものでございます。

次に、事務局費は対前年度比6.2%増となっております。これは一般職人件費が対前年度に比べまして1,859万5,000円ふえたことによるものでございます。

次に、教育研究指導費は対前年度比16.7%減となっております。これは小中学校コンピュータ事業のうち、学校ICT支援業務委託が23年度で終了したことによるものでございます。これによりまして2,609万7,000



円の減となります。このほか小中学校理数教育支援事業も、根戸小学校を除いて23年度で終了いたしますので、この経費で5,088万3,000円の減となっております。

次に、小学校費の各目の増減について御説明をさせていただきます。

最初に、学校管理費は対前年度比8.8%の増となっております。学校安全管理員配置事業が、対前年度費と比較しまして1,648万7,000円の皆増、学校共通備品購入費として放送設備を購入することから、506万3,000円の増となったことによるものでございます。ただし、学校安全管理員配置事業につきましては新規の事業ということではありません。保健体育費のうち、目、保健給食費から科目変更したことによるものでございます。

次に、教育振興費は対前年度比17.0%の増となっております。これはスクールサポートの賃金など、165万4,000円が増となったことによるものでございます。

学校施設管理費は対前年度比108.1%、大幅な増加となっております。これは放射線量低減対策の工事費、委託料合わせて2億2,550万円が皆増となったことによるものでございます。

次に、中学校費の各目について御説明をさせていただきます。

学校管理費は対前年度比7.6%増となっております。これは学校共通備品購入費として、放送設備、サッカーゴールなどを購入することから567万2,000円の増と、科学情操備品購入費として新学習指導要領に基づく備品類などの購入として447万6,000円の増となったことによるものでございます。

次に、教育振興費は28.5%の増となっております。これは臨時職員賃金が162万9,000円の増となったことによるものでございます。

次に、学校施設管理費は対前年度比271.6%と大幅な増となっております。

す。これにつきましても、小学校と同様に放射線量低減対策として、委託料、工事費を合わせて1億7,020万円が皆増となったことによるものでございます。このほか、中学校扇風機設置工事として1,425万円が皆増となっております。

次に、社会教育費のうち目の少年センター運営費は、対前年度比1.5%の増となっております。これは嘱託職員関係経費の増、そのほか費用弁償と消耗品費の減ですけれども、これらの差引によって1.5%の増となったものでございます。

次に、保健体育費の各目について御説明をさせていただきます。

最初に、保健体育総務費は対前年度比7.8%の減となっております。これは一般職人件費が935万1,000円減となったものでございます。

保健給食費は対前年度比3.5%の減となっております。これは先ほど説明いたしました科目変更によりまして、学校安全管理員配置事業の皆減、一般職人件費612万6,000円が減となったことによるものでございます。

なお、主な事業については、平成24年度政策的経費対象事業示達一覧をごらんいただければと思います。説明は省略させていただきます。

以上で報告は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

篠崎委員長 山根生涯学習部長、報告や追加することがありますか。

山根生涯学習部長 私からは、生涯学習部所管予算について、お配りしている予算案概要の2ページ、目別の概要に沿って御説明をしたいと思います。

まず社会教育総務費でございますけれども、この予算については生涯学習課企画調整担当が所管をいたします。社会教育委員会議、視聴覚ライブラリー運営事業、成人式、地域交流教室、あびこ楽校協議会関連事業などで構成されています。前年度比1,283万5,000円の減でございます。あびこ楽校関連事業をこの目に変更したことにより、340万円ほどの増要素がありますけ

れども、職員人件費の減を初め、成人式、視聴覚ライブラリー、一般事務費とも削減した結果となっております。

次に公民館費でございますけれども、この予算は生涯学習課公民館担当が所管します。38万1,000円の増でございます。職員構成による人件費の増が主な理由でございます。事業費では、学級運営関係の女性備学の廃止による46万5,000円の減額のほか、公民館管理業務が減額となっております。

次に市史編さん費でございますけれども、この予算は文化・スポーツ課歴史文化財担当が所管します。大変小さな予算で342万6,000円でございますけれども、内容としては、嘱託職員人件費、市史調査研究費などで構成されております。

次に文化費でございます。この予算は文化・スポーツ課文化振興担当、歴史文化財担当が所管します。5,495万4,000円の増額でございます。主な増の理由は、第55回文化祭記念事業として実施する滴水軒所蔵美術展210万円、井上邸取得の8,880万5,000円などでございます。なお、手賀沼文化拠点整備事業は、主要事業の進捗があり、4,180万円の減額でございますけれども、寿古墳公園、旧村川別荘母屋屋根葺き替え事業など、1,760万円が位置づけられております。

次に図書館費でございますが、1,317万9,000円の減額でございます。減額の主な理由は職員人件費の減などでございます。そのほかとしては、図書館運営費の光熱水費23万円、コピー機リース代240万円、電算保守委託料200万円などが減になっております。図書館資料購入費は5万4,000円の減に抑えております。

次に博物館費でございますけれども、287万5,000円の増額でございます。参考資料の購入、企画展消耗品、標本製作手数料など博物館運営費、清掃委託、標本維持管理用除湿器設置工事などで減額したものの、定期点検での

指摘に基づく施設修繕、LED交換工事435万5,000円の増があります。

次に生涯学習センター費でございますけれども、この予算は生涯学習課公民館担当が所管します。1,920万7,000円の減額ですが、太陽光発電装置工事1,408万4,000円が完了したこと、光熱水費200万円が減額したこと、企画調整担当との科目調整によって減額したもの、これらが大きな理由となっています。

次に保健体育費に移ります。保健体育総務費でございますけれども、この予算は一部、文化・スポーツ課スポーツ振興担当が所管します。923万7,000円の減額ですけれども、職員構成による人件費が主な理由でございます。スポーツ振興事業費689万1,000円、体育団体育成事業費1,057万円など、大きな変化はございません。

最後に体育施設費ですが、この予算も文化・スポーツ課スポーツ振興担当が所管します。475万2,000円の減額です。市民体育館改修事業のアリーナの雨漏り調査125万円、野球場照明安定器335万5,000円、特殊建物定期調査業務137万7,000円が完了したこと、学校プール開放事業を実績に基づいて計上し、111万6,000円が削減できたことが主な理由でございます。

以上でございます。

篠崎委員長 中村教育長、報告や追加することがありますか。

中村教育長 特にございません。

篠崎委員長 以上で諸報告は終わりました。これより諸報告に対する質問を許します。

川村委員 今回の予算案の概要なのですが、1ページ、2ページ目に前年対比率が出ているのですが、ちょっと残念なのは、1ページ目の対前年比率になると、こういう書き方ではないと思います。例えば減額だとしたら、一般会計だ

と105.8%になるのかな。次のページの前年増減比率であるならば、この表現は正しいか思うのですが、この辺の勘違いがあると困りますので、1ページ目補の修正を、対前年度比率というところですか。これは増減比率だったらわかるのですが、対前年度となるとパーセンテージ、百分率であらわすのが本来の方法論かなと思います。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

川村委員 事務報告の3ページ、小中学校モラルアップ委員会代表者会議というのを1月24日に開かれております。このときに「不祥事根絶に向けた各学校での取り組みについて」と、「各学校でのモラルアップ委員会の取り組みについて（効果的だった実践について報告）」というのがあります。この場で差し支えなければ教えていただきたいと思います。

直井学校教育課長 お答えします。各学校での取り組みをしていただきました。

多くの学校で、積極的に防止施策の取り組んでいます。特にロールプレイングを活用した研修では、自分が演じることによって不祥事というものが身近にあるということを実感できた取り組みであったという報告がなされました。ロールプレイング後の話し合い等では、各学校それぞれ工夫が見られました。全体として行っている学校もあれば、学年ごと、あるいは2学年一緒の学団ごと、あるいは年齢別といいますか、階層別にグループをつくって、また違う視点から考えてみるというような取り組みをした学校もございました。60分とか90分費やしたモラルアップ委員会もあれば、本当に短時間で、モラルアップを担当する人たちが集まって、職員打ち合わせの後の5分間あるいは10分間、ちょっと皆で話し合う時間をとろうとか、あるいは新道報道等がなされたときに、その報道に対するそれぞれの意見なり、あるいは決意なり、そういったものを明確にしようとか、そういうような取り組みをしているというよ

うな報告もありまして、それぞれの学校が前向きにとらえてくれているのだなということがよくかりました。

市教委としましては、こういう代表者会議を通して各学校の取り組みを紹介し合うことによって、自分の学校で、ほかの学校で行っているような取り組みがより有効的であるならば、それを積極的に取り入れてほしいということで研修会を行っていただきました。以上です。

川村委員 意地悪な質問ではないのですけれども、この効果的だった実践というのが、どのような目安でその効果を測定できるのかが関心時だったもので、こういったものの効果測定というのは大変難しいと思うのですね。これが現実比較をできるわけではない。その中で、実態がこうあったものといったものが現実的に目に見えるというのでしょうか、可視化できるような話で伝えられるものなのかどうなのかというのが、私自身もちょっと理解できてないのです。ですから、どんなことが実践報告として上がったのかなというのが関心時だったのと、あと毎日のように不祥事問題というのは新聞をにぎわしています。全国津々浦々、いろいろなところである。それはたまたま教職員の皆さん方、公務員の皆さん方が、そういう身分であるからであるほかにはないのであって、一般の会社並びに、例えば一般生活においても多分あると思うのです。それが目に見えないだけであって。ただ、それが蔓延化しているがごとくマスコミに取り上げられれば、逆にいたし方がないというところもあるのでしょうかけれども、ただやはり身分というものに左右されてしまうというのが現実ですので、その辺我孫子市としてどう対応していくのかというのは大切なところで、特に目に見えない、セクシャルハラスメントもそうだし、パワーハラスメントもそうだし、下手すれば教職員の場合はネグレクト、子供たちに関心を持たないということも中には出てくるのではないかなと感じます。そういうものを含めて、全体としてこれをとらえるというのは大変難しいし、その中で効果的だった実践

の内容というのがある程度まとめられれば、資料としてちょうだいしたいなと思います。

直井学校教育課長 御指摘のように、効果的ということでの判定基準というものを明確に持っているわけではございません。ただ、各学校でモラルアップ委員会という、ボトムアップ型とよく言われますけれども、管理職からの、上からの指導ということではなくて、自分たちの職場を少しでも風通しのよい職場にしていこう、あるいはいつでも身近にある不祥事というものにお互い敏感になっていこうという職場風土の改善というものに向けての取り組みがモラルアップ委員会でございますので、効果ということに関しては若干主観的な判断はあるかとは思いますが、各学校がそういったモラルアップ委員会というもの、そして時には校長、教頭からのトップダウンの指導というものといったものが組み合わさって不祥事防止、勤労意欲のわく職場になっていくということへの取り組みをしている。それをお互いに紹介し合う、共有することによって、自分の学校に取り入れて、さらに積極的によりよい職場環境をつくっていこうという取り組みが今なされているというふうに考えています。

川村委員 わかりました。ありがとうございます。ちなみにこの標語ですが、去年も私はお聞きしたのですが、来年の標語というのはお決まりになられたのですか。

直井学校教育課長 6点決まっております。御紹介させていただきます。

まず不祥事防止全体にかかわるものということで、全部で18の標語が出てきたのですが、このモラルアップ委員会でそれぞれ検討しました結果、次の標語になりました。

「言葉遣い 気持ちをつなぐ 心遣い」。選出しました理由としては、言葉は人への気配り、心配りであり、心をつなぐ大切なものである。言葉を正しく使うことで、きっと不祥事を防ぐことができるはずであるというのが選出理由

でございます。

2点目が、職場環境という観点で13の標語の中から選出しましたが、「声かけは すべての人に 平等に」。ふだんから互いに声かけをしましょう、この人は大丈夫だろうという思い込みは危ないということで、まずとにかく声をお互いにかけてみましょうという選出理由でございます。

3点目、体罰にかかわるもの5点の中からの選出でしたが、「その一言 その一つの行動が あなたとその子の一生を変えてしまう」。字余り的な部分もあるのですが、子供のことを第一に考えていきましょう、教師の自分自身のことばかり考えてはいけないということを肝に銘じていこうということでございます。

次に、個人情報漏洩という観点から、13の標語が出たのですが、その中の1つです。「油断から 元に戻れぬ 情報漏洩」。これくらいは、あるいは少しくらいはという甘えや油断から、情報の漏洩や紛失というものは実際に起きているということを戒めるということでございます。

次に、わいせつ・セクハラに関するもので、4点の中から選出しました。「二人きり になったらだめだよ 明日はない」。児童・生徒の指導の際に、二人きりになることが間違い、あるいは疑われるということのもとになるということで、最初から疑われるような場面をつくらないことというのが不祥事防止につながるものであるということでございます。

最後に、飲酒運転防止ということから、8点の中の1点です。「飲むときは 車もキーも お留守番」。選んだグループの方からは、言葉が優しくて心にすっと入ってくる標語であるということ。きつい言葉や上から目線の言葉だと若干反発心というものが出る部分もあるのだけれども、この標語についてはすっと心に落ちてくるということで選出されました。このすっと心に落ちる言葉ということに関しては、我々教師の子供に対する言葉遣いはやはり同じで、常に



意識しなくてはいけないことだというのが、この選出の際には上がっております。

以上の6点につきましては、教員の週の指導計画に印刷をして常にこういったものを目にするを多く、そしてそれによって少しでも不祥事根絶というものに近づけていきたい、このように考えております。以上です。

川村委員 ありがとうございます。去年もお伺いしましたけれども、くれぐれもこれは子供たちに見せることのないように、標語はあくまでも先生向けだけで、子供たちに見せることのないようにぜひお願いいたします。以上です。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

鈴木委員 指導課にお伺いします。事務報告の5ページ、キャリア教育地区別会議があったということですが、事業所によって差があるというようなことをちょっと耳にしましたが、地区によって事業所は足りていますか。それとも苦労しているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

田中指導課長 今年度は市内で、全部で608の事業所に御協力をいただきました。当然、地区によっては非常に確保が難しい。特に根戸小については、子供の数が多いため、これは我孫子中も同様なのですが、すぐにぱっと行く形ではなかなかいかないため、今年度は根戸小につきましてはキッズニアという施設を活用してということで対応したようでございますが、来年度はまた地域の方に戻って実施ということも考えてございます。それ以外のところにつきましては、子供の希望に添って全部決めると当然足りなくなりますけれども、布佐中は地域にある事業所をお願いをしてハローワーク的な形で求人を出していただいて、募集したところへ自分で行くということで、簡単に言えば自分で募集の中から探すわけですので、全くマッチングしない場合もありますが、この5つの中からどれにしようかということで選択をして校内ハローワークを行

っているという対応をしている学校もございます。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

北嶋委員 教育委員会の施政方針について、これはホームページにアップされていますので、意見というよりは、この文章の確認をさせてくださいということで、数点意見を述べさせていただきます。

まず第1に、2ページ、3ページに書かれていますあびこ楽校協議会についてお伺いします。あびこ楽校協議会は今回いろいろ見直しがありました。あびこ楽校協議会が始まりまして約10年近く経っています。その間いろいろな見直しがあり、今回、出前講座が公民館の方に行ったりということで、あびこ楽校とは何だろうという質問を受けたときに、どう答えればいいのかと私もちゅうちょするところがあります。

今回は施政方針ですから、これをどうこうということではないのですけれども、あびこ楽校協議会をこれから進めるに当たって、あびこ楽校の役割とか、あびこ楽校協議会が果たして今どの程度必要なのか、目的とか再度確認されて、今回委員さんが新しくなるようすけれども、その方々の役割がきちんとわかるように協議会の活動を進めていただきたいと思いますので、そこを確認というか、お願いということで、まず1つ意見を述べさせていただきます。

鷲見生涯学習部副参事 お答えします。今お話がありましたとおり、あびこ楽校協議会が設立しまして10年経過しております。その中で、あびこ楽校とは何だろうかというようなところが、市民の方々にわからない部分というのは確かにあるかと思えます。そういう意味も含めまして、やはり我々は情報の提供、あびこ楽校ニュースというものを発行しながら、あびこ楽校とは、また、あびこ楽校協議会とはどういうものかというようなものを知らせていきたいと思えます。また、数々の事業展開をしながら、あびこ楽校、いわゆる生涯学習の意義などを含めまして知らせていきたいなと考えています。

あわせて、あびこ楽校協議会の役員についての見識、また資質を高めていくというようなところもありますので、6月に協議会委員の研修会を行いながら、協議会のレベルアップにつなげていければなと考えております。

北嶋委員 2つ目です。4ページの中ほどから、「次は、教育相談支援体制の充実についてです」ということがあります。昨年、私どもが研究所と関連施設を見学させていただきまして、施設がまだとても不十分であり、例えば相談室も足りない、学校との共存共栄で御苦労の点があるということで、この中に支援体制の充実ということがあります。この後に事業が続くので、私もまだきちっと確認はできないのですけれども、どうぞその中に24年度も施設の充実というか、子供たちのためのよりよい施設の充実を目指していただくようお願いしたいと思います。

相本教育研究所長 施設につきましては、まだまだ改善していかなければならない点があるかと思えます。教育委員会の中で検討しながら改善を進めていければと考えています。以上です。

北嶋委員 もう1点、すみません。今、学区の答申を伺いました。この間の会議を私は傍聴させていただきました。そのときに、この答申書の最後のまとめのところにも、該当する保護者への説明会云々という言葉があり、協議を見させていただいたところ、その言葉については少し協議があったように記憶しています。この中では、該当する保護者への説明会ということで、異論があるわけではないのですが、新木小、南小の学区については、まさに学区を変更しますので、該当する保護者だけでなく、今後、教育委員会からきちっと地域の方への説明が必要ではないか。先ほど田中課長からのお話もあったように、学校運営は地域の方の力を必要として今運営がされつつあるところですので、その地域で数名の子供たちがほかの子供たちと違う学校に行くということを、保護者だけではなく、やはり地域の方に理解していただくことが、通学などの安

全面でもとても重要ですし、それから地域を生かした学校行事もいっぱいあるように思いますので、該当する保護者だけではなくて、その子供たちを取り巻く地域の方、また学校運営にかかわる地域の方にも、ぜひ丁寧な説明をしていただきたいとお願いしたいと思います。

直井学校教育課長 お答えします。さきの定例教育委員会議においても、委員から御指摘をいただいている点かと思えます。地域の皆様には誠意をもって、現状の御理解と今後の子供たちの推移といったものを含めて、丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。また、これも委員御指摘とおり、子供たちの帰宅後の生活におきましては、今までのように、その地域の子供が全員同じ学校というわけではなくなる地域が多くなるわけですので、そういったところを考えたときに、子ども会等、子供たちを見守ってくださる方々への御理解というものは不可欠だと考えておりますので、できる限り丁寧に、そして誠意をもった説明をしていきたいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

川村委員 小学校の通学区域の一部変更についてということで、私からも御質問させていただきたいのですが、各審議の結果、受け入れ限度を超えた場合には抽せんになる。その際に、公開抽せんでもいいのですが、ひょっとするとこういうことが起こるのかなと。複数の友達がまとめて抽せんに行って、2人のお子さんは仮に抽せんに通った。あとの8人のお子さんが通らなかったから、2人のお子さんもやめたということになるということが、可能性としてはなくはないと思うのですね。公開抽せんの実施要綱というのでしょうか、そういったものもきちっと踏まえた上で、ただ単に公開抽せんすればいいということではなくて、これは子供たちに公平なる教育を提供しようとする教育委員会側の配慮だというふうに私は理解しているので、できれば丁寧な説明の上で、丁寧な対応をしていってあげたいなど。その辺も含めて実施要綱を詳しく決めてい

ただきたいなと思います。

直井学校教育課長 委員御指摘のとおりだと思っております。今回の答申が結果ではなくて、この答申に基づいて計画を策定し、それを説明させていただく。その計画の策定といったときに、ただ単にどこに何名、ここで線を引きますというだけのことではなくて、実際に入学するまでの経緯をすべて入れた計画になるかと思えます。ですので、御指摘の抽せんになった場合の対応、当然抽せんの結果、そのまま次の年の入学までいかない方も、これは人間関係のつながりもあるでしょうし、あるいはお仕事での転居といったことも含めて、そういったこともある程度想定しながら、その計画というものは立てなくては行けないと思っておりますので、その計画ができましたら改めて教育委員会議の中にも議案ということで提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

川村委員 小中学校における魅力ある学校づくりの推進と書いてありますけれども、実際に並木小学校、第一小学校を含めてもすばらしい学校であるということの特に表現をしていただきたいなど。我々も学校訪問に行きながら感じたのは、根戸小がそうではないということではないんですよ。そうではなくて、そういうデフォルメした表現を皆さんにお知らせするというのも大切だと思います。決して偏りのある表現ではなく、実態そうであるということ素直に表現することも必要だと思いますので、その辺のアピールをぜひお願いをしておきたいなと思います。

直井学校教育課長 お答えします。以前ですと、学校の様子を伝えるということは、学校だより、あるいは学年だよりなど紙ベースのもので、どうしても配布する範囲というものが、保護者あるいは広く見ても自治会等までだったと思います。それが最近ではホームページを使うことによって広く、少なくとも我孫子市の皆さんにはアピールできるような形ができてきております。ただ、反

面、今度はホームページが見られない環境の方に、ホームページに出しているからそれでいいというようなことがないように、やはり学校のいろいろな情報、学校のアピールというものは、紙ベース、そしてまたホームページ等を使って、いろいろな方策を使って出していくべきであろう。また、これまで学校の授業参観、学習参観というものにつきましては、保護者対象ということがほとんどだったと思いますが、こういったものにつきましても保護者だけではなく、広く地域、あるいは市民の皆様方にも学校を訪問してくださいというような投げかけも、これからは必要になってくるであろう。このあたりにつきましては校長会の方とも意見交換をしながら、積極的に学校を開く、狭い意味での地域から、もうちょっと広く我孫子市というところまで広げていけるような対応ができないかどうか、校長会の方とも十分な協議をしながら進めていきたいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

鈴木委員 今、校長会というのが出ましたので、ちょっと申し上げたいと思います。平成13年から始まっている学校評議員制度で、ことしの3月で2年の任期が切れると思います。毎回のように、その地域の学校を渡り歩いている、表現はとても悪いのですけれども、そういう状態、それから中学校と小学校を掛け持ちでやっていらっしゃる方とか、過去ございました。委嘱した後では、その方にやめてくださいというのは、とても角が立つことですので、できないと思います。ですから今の時期、ちょうど3月に最後の評議員会があると思います。任期は2年ですが、大体今まで60～70%以上が再任されていますので、そういうこともあると思います。過去にそういうことでダブったりということがあったということを、校長先生がたくさんおかわりになっていらっしゃいますので、もう一度そこで一言必要かなというふうに思いました。広くいろいろな方の意見をいただくためには、特定の方がずっと、今度で12年目にな

りますけれども、そのほとんどをやっていらっしゃる方もいますので、その辺がちょっと気になりましたので、よろしく願いいたします。

篠崎委員長 この件に関しては、地域によっては、継続してお願いします、あるいは新たにお願いますということを既にやっている地域がありますので、一応お答えはいただきますけれども、時期的には少しおそいのかもかもしれません。

直井学校教育課長 お答えします。学校評議員制度にかかわらず、昨今、校長人事につきましても、新しい校長が次々と誕生しておりますので、例年どおりという言葉だけでは正確に次に引き継がれないところがありますので、学校評議員制度も含めて、細かなところまで引き継ぎをしっかりとすることで、1つ1つ年度末あるいは年度当初に確認をしながら進めていきたいと考えております。

篠崎委員長 ほかに質問がありますか。

教育事業の全般について質問がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

篠崎委員長 質問がないものと認めます。諸報告に対する質問を打ち切ります。

---

篠崎委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査はすべて終了しました。これで平成24年第2回教育委員会定例会を終了します。御苦勞さまでした。

午後3時13分閉会